（帳簿の記載等）

第五十五条　法第五十八条の八の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　貨物軽自動車安全管理者講習の料金の収納に関する事項

二　貨物軽自動車安全管理者講習の受講の申請の受理に関する事項

三　貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書の交付及び再交付に関する事項

四　その他貨物軽自動車安全管理者講習の実施状況に関する事項

2　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、法第五十八条の八の帳簿並びに貨物軽自動車安全管理者講習の受講申請書及びその添付書類又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を備え、貨物軽自動車安全管理者講習を終了した日から三年間これらを保存しなければならない。

（帳簿等の提出）

第五十六条　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、法第五十八条の十二の規定により講習事務を休止し、又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなった場合は、遅滞なく、法第五十八条の八の帳簿並びに貨物軽自動車安全管理者講習の受講申請書及びその添付書類又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を国土交通大臣に提出しなければならない。

（財務諸表等の表示の方法）

第五十七条　法第五十八条の九第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法）

第五十七条の二　法第五十八条の九第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法のうちいずれかの方法とする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（講習事務の休廃止の届出）

第五十八条　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、法第五十八条の十二の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　休止又は廃止をしようとする講習事務に関する業務の範囲

二　休止又は廃止をしようとする日及び休止をしようとする場合にあっては、その期間

三　休止又は廃止の理由

（登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の講習事務等の国土交通大臣への引継ぎ）

第五十九条　国土交通大臣は、法第五十八条の十四第一項の規定により講習事務の全部又は一部を行うこととするときは、当該講習事務を開始する日をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

2　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日前に受け付けた申請に係る貨物軽自動車安全管理者講習（第一号又は第三号に掲げる場合において、貨物軽自動車安全管理者講習に関する業務の一部を休止し、若しくは廃止し、又は

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）